

本県の登録（出願）品種は、これまでどおり自家増殖を認めます。

※ 種苗法の改正に伴い令和4年4月1日から登録（出願）品種の自家増殖の可否や、使用の契約、許諾料等について育成者権者が判断することとなります。種苗を利用する前には、育成者権者や販売事業者等にご確認ください。

◆本県が育成した登録（出願）品種の自家増殖の取扱方針について

○ 自家増殖には、栃木県の許諾が必要です。

海外への不正な種苗の流出や種苗の不正利用を防止するため、本県育成の登録（出願）品種について、自家増殖を行う場合は、県の許諾が必要となります。許諾契約の方法は、**団体と一括して契約するため農業者の皆様は、新たな事務手続きを行う必要はありません。**

○ 自家増殖の許諾料は、無償とします。

◆本県登録（出願）品種の自家増殖に係る注意事項及び禁止事項

○ 種苗の更新

自家増殖した種苗を利用する場合、種苗からの病気の持ち込みや、他品種の混入、発芽不良等のリスクがあります。本県では、品種本来の生産性や品質を維持するためにも、**種苗の更新を推奨**しています。

○ 増殖した種苗の第三者への譲渡禁止

自家増殖した種苗は、あくまで自己の農業経営内での使用のみ可能となります。増殖した種苗（自家増殖を含む）を**有償、無償に関わらず第三者に譲渡する行為は、種苗法違反**となります。

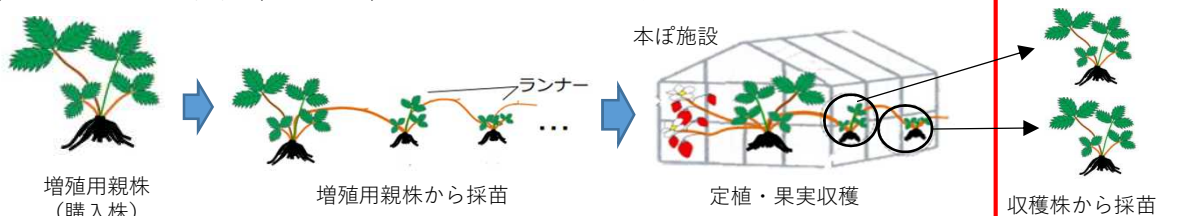
◆自家増殖とは

○ 自家増殖とは、収穫物の一部を自己の農業経営において、次期作の種苗として利用する行為です。

例) 水稲の自家増殖：収穫した子実の一部を次期作の種子に使用



例) いちごの自家増殖（実取り苗）：収穫株から採苗し、次期作の苗として使用



◆本県が育成した登録（出願）品種の取扱一覧

品目	登録（出願）品種名（商標名・名称）※1	自家増殖の定義	自家増殖の可否	許諾方法
水稻	なすひかり、〇とちぎ酒14、とちぎの星、〇夢ささら	収穫した子実の一部を次期作に使用（前ページ参照）	可	団体一括
大麦	スカイゴールデン、サチホゴールデン、とちのいぶき、アスカゴールデン、H Q 10、ニューサチホゴールデン、〇もち絹香	収穫した子実の一部を次期作に使用	可	団体一括
いちご	とちひとみ、なつおとめ、〇栃木i27号（スカイベリー）、〇栃木iW 1号（ミルクベリー）、〇栃木i37号（とちあいか）	収穫圃場から苗（親株・定植株）を採苗（前ページ参照）	可	団体一括
なし	〇きらり、〇おりひめ	収穫中の成木の剪定枝を穂木として利用	可	団体一括
うど	〇栃木芳香1号、〇栃木芳香2号	伏せ込んだ株の一部を次期作に使用	可	団体一括
にら	〇ゆめみどり	収穫した種子を次期作に使用	可	団体一括
かぼちゃ	ニューなかやま	収穫した果実の一部から種子を採取し次期作に使用	※2	※2
りんどう	〇栃木r2号（るりおとめ月あかり）、〇栃木r3号（るりおとめ星あかり）	収穫した種子を次期作に使用	不可※3	—
あじさい	〇きらきら星、〇パラソルロマン、〇プリンセスリング、〇エンジェルリング	出荷品の一部の株を次期作用の親株として使用	可	団体一括

※1 〇は利用権設定契約により、栃木県内のみ栽培可能な品種であることを示します。

※2 かぼちゃ「ニューなかやま」については、共同育成品種であるため、共同育成者である那須南農業協同組合への確認が必要となります。

※3 りんどうについては、F 1 品種であり、品種特性が維持できないことから、不可とします。

◆本県育成品種以外を自家増殖する場合

本県の育成品種以外の種苗を自家増殖する場合は、事前にその品種が登録（出願）品種であるかどうか必ず確認してください。登録（出願）品種である場合は、自家増殖の可否や、契約、許諾料の有無等について、育成者権者にご確認ください。

【参考となるホームページ】

● 栃木県農産物知的財産権センター【栃木県】

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/g04/work/nougyou/keiei-gijyutsu/chizai-index.html>



● 種苗法の改正について【農林水産省】

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/index.html>



● 農林水産省品種登録ホームページ【農林水産省】

<http://www.hinshu2.maff.go.jp/>



● 農研機構育成の登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る許諾手続きについて【農研機構】

・果樹（あきづき、シャインマスカット）・小麦（タマイズミ）・大豆（里のほほえみ）等

<https://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/index.html>



●問い合わせ先●

◆ 栃木県農政部経営技術課 普及情報担当 電話 028-623-2313（直通）

◆ お近くの農業振興事務所

※本資料の内容は令和4年3月現在のものです。品種登録情報、許諾情報は必ず最新の情報を確認してください。